

# 賦課金減免制度について (概要資料)

資源エネルギー庁

# 1. 賦課金減免制度の概要について

- 電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、一定の基準を満たす事業所については、経済産業大臣の認定を受けることにより、賦課金の減免を受けることができます。
- 2016年のFIT法改正に伴い、賦課金減免制度についても見直しを行い、制度趣旨である国際競争力の維持・強化を徹底するとともに、事業の種類や電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて減免率を設定することとなりました。2017年度適用分の申請時から見直し後のルールが適用されています。

認定事業者に対して適用される減免率

	優良基準※3	
	満たす	満たさない
製造業等※1、※2	8割	4割
非製造業※1、※2	4割	2割

※1 農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については製造業の減免率と同等とする。  
※2 事業の種類は日本標準産業分類の細分類（4桁）を基に区分することとする。  
※3 電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に係る基準。優良基準を直近2事業年度連続で満たさない場合は減免認定を受けられない。

## 2 - 1. 減免認定を受けるための要件

- 減免認定を受けるためには、自社の事業を日本標準産業分類の細分類（4桁）に基づいて分類した上で、認定基準を満たす必要があります。
- 自社で営む事業が複数ある場合は、経済的指標（※1）や区分計測（※2）を用い、事業毎の電気使用量を算出する必要があります。経済的指標を用いる場合は、事業者ごとに統一の指標を使用します。

### 【認定基準】

1. 製造業においては電気の使用に係る原単位（電気使用量（kWh）／売上高（千円））が平均の8倍を超える事業を行う者、非製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の1.4倍（製造業、非製造業ともに5.6kWh/千円）を超える事業を行う者。
2. 申請事業所における申請事業の電気使用量が年間100万kWhを超えること。
3. 申請事業所における申請事業の電気使用量が申請事業所の電気使用量の過半を占めていること。
4. 原単位の改善のための取組を行う者。  
次のいずれかを満たしていること。
  - ① 11月1日前に終了した直近事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が9.9%以下である。
  - ② 11月1日前に終了した直近事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、11月1日前に終了した直近事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が10.5%以下である。
  - ③ 11月1日前に終了した直近事業年度の前事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が9.9%以下である。
  - ④ 11月1日前に終了した直近事業年度の前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、11月1日前に終了した直近事業年度の前事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が10.5%以下である。

## 2-2. 優良基準の内容について

- 原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準を満たすか否かについては、申請事業者の5事業年度分の原単位の推移で判断することとなります。
- 具体的には、**直近事業年度において、以下のいずれかの要件を満たす場合は優良基準を満たしているものとします。**
  - ① 1月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下であること。
  - ② 1月1日前に終了した直近の事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前年度の原単位以下であり、かつ、1月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の値が105%以下であること。

### 優良基準の判断方法

← 直近事業年度に係る原単位変化率 →

事業年度	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前	直近事業年度
原単位	a	b	c	d	e
対前年度比	-	① = (b/a)	② = (c/b)	③ = (d/c)	④ = (e/d)

○以下の基準のいずれかを満たす場合は優良基準を満たす。

- ・直近事業年度に係る原単位変化率： $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} \leq 99\%$
- ・直近2事業年度の原単位の推移  $c < d < e$  以外、かつ、 $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} \leq 105\%$

# (参考) 優良基準の計算例

## ○優良基準を満たすケース

事業年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
原単位	A 10.95	B 11.01	C 10.32	D 10.22	E 11.05
前年度変化率	—	①100.55%	②93.73%	③99.03%	④108.12%

### 【2018年度を起点にした原単位の推移】

- ・直近事業年度に係る原単位変化率： $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} = 100\% \leftarrow \mathbf{105\%以下}$
- ・直近2事業年度の原単位の推移： $C > D$ 、 $D < E \leftarrow \mathbf{2事業年度連続悪化していない}$



P 3で記載した基準②を満たすため、優良基準を満たす。

## ○優良基準を満たさないケース

事業年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
原単位	A 10.95	B 11.01	C 10.32	D 10.22	E 18.00
前年度変化率	—	①100.55%	②93.73%	③99.03%	④176.32%

### 【2018年度を起点にした原単位の推移】

- ・直近事業年度に係る原単位変化率： $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} = 113\% \leftarrow \mathbf{105\%超}$
- ・直近2事業年度の原単位推移： $C > D$ 、 $D < E \leftarrow \mathbf{2事業年度連続悪化していない}$



2事業年度連続で原単位が悪化していないものの、直近事業年度に係る原単位変化率が105%超のため、優良基準を満たさない。

※直近の事業年度において優良基準を満たさない場合は、認定基準を満たすか否かの判定を行う必要があるため、6事業年度前(2013年度)の原単位の提出が必要になります。

## 3. 原単位の推移が悪化している場合の取扱いについて

- 原単位の推移は悪化しているものの、省エネ法に基づくクラス分け評価制度に基づく区分が申請前年度に「Sクラス」相当である省エネの取組が優れている事業者を評価する方法を設けています。
- また、災害その他やむを得ない理由があり、原単位の改善が実現していない事業者についても、原単位の改善のための取組に係る認定基準及び優良基準を満たすものとして取り扱います。

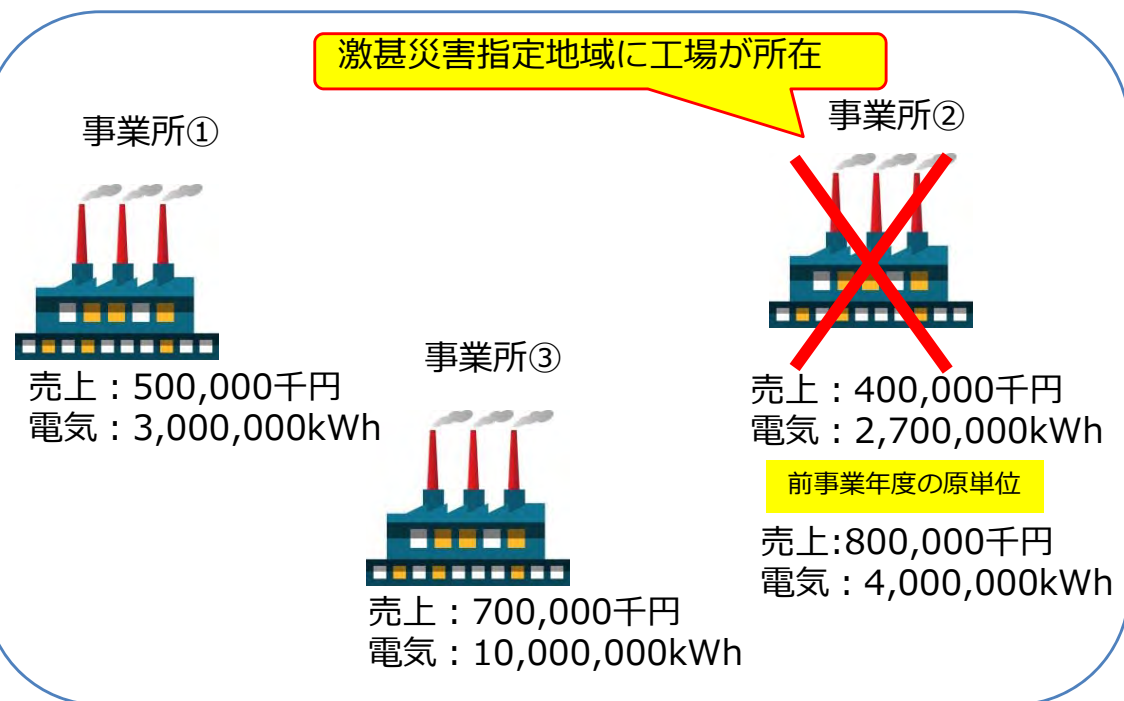
### 3 - 1. 省エネの取組が優れている事業者の取扱いについて

- 原単位の推移が認定基準や優良基準を満たさない場合でも、申請前年度に省エネ法に基づくクラス分け評価制度が「S相当」の事業者については、それぞれの基準を満たすものとします。
- 具体的には、減免認定申請を行う年度の7月末までに省エネ法に基づき提出された定期報告書において、①エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の5年度間平均原単位変化が99%以下であること、又は、②ベンチマーク指標を満たしていることを要件とします。
- 本取扱いを希望する場合は、必要な書類をご提出いただきます。

## 3-2. 災害等の被害を受けた事業所の原単位について

- 申請事業における事業所が災害によって被災した場合、その事業所が①特定非常災害、②激甚災害、③災害救助法の適用を受けた地域に所在する場合には、各災害の指定期間内に属する事業年度については、当該事業所の売上高及び電気使用量を前年度と同じであるとみなして、原単位を再計算することを認めます。
- 本取扱いを希望する場合には、災害の被害を受けた事業所が、指定等を受けた区域内に所在することを証明する書類(登記簿謄本等)及び指定を受けた災害の種類及び期間が分かる書類をご提出いただきます。
- なお、本取扱いは原単位の改善のための取組を判断するためのものであり、申請事業の原単位が5.6を下回っていたり、災害によって被害を受けた事業所における申請事業の電気使用量が100万kWhを下回っている場合は認定要件を満たしません。

### 災害の被害を受けた事業所の原単位の計算方法



#### ○原単位再計算前

	事業所①	事業所②	事業所③	原単位
売上(千円)	500,000	400,000	700,000	9.81
電気使用量(kWh)	3,000,000	2,700,000	10,000,000	

#### ○原単位再計算後

売上高及び電気使用量を前年度と値を使用

	事業所①	事業所②	事業所③	原単位
売上(千円)	500,000	800,000	700,000	8.50
電気使用量(kWh)	3,000,000	4,000,000	10,000,000	



## 4. 賦課金の減免対象となる電気使用量について

- 実際に賦課金が減額される電気の使用量は、事業所における認定事業に係る電気の使用量となります。
- このため、減免認定申請時に、事業所ごとに申請事業と非申請事業の電気の使用量の割合を提出いただきます。申請事業、非申請事業の電気の使用割合は経済的指標や区分計測を用い算出します。

### 【減免制度適用のイメージ】

賦課金に係る特例の認定について（通知）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第37条第1項の規定に基づき、認定する（2020年度における特例分）。

当該事業所に適用される 法第37条第3項2号の規定に基づく割合		80	/	100
共同受電における 当該事業所の電気の使用率	※1	76	※2	%
当該事業所における 当該認定に係る事業に係る電気の使用割合		94	※3	%

（留意事項）

本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給する小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

本認定の内容に変更が生じた場合には、申請を行った経済産業局にお申し出ください。

- ※1 共同受電形態をとる事業所のみ記載。
- ※2 申請様式第1表の「共同受電における当該事業所の電気の使用率」の値が記載されることとなる。
- ※3 申請様式第1表の「事業所全体の電気使用量における申請事業の電気使用割合」の値が記載されることとなる。



# 5. 減免制度の適用を受けるための流れ

## (1) 減免認定要件の確認

2 ページに記載の認定基準を満たしているかを確認します。



## (2) 減免認定申請書の作成

減免認定申請書作成支援システムを用いて申請書を作成します。様式は第 1 表から第 4 表 (※) まであります。

※ 第 4 表は共同受電形態を取る事業所のみ作成。



## (3) 減免認定申請書の提出

作成した申請書(※)をシステムから出力し、原則郵送にて正本 1 部を経済産業局に提出します。申請の受付期間 (毎年11月の1ヶ月間) が決まっておりますので、提出期限にご注意ください。提出先は申請事業者の本社が所在する地域の経済産業局となります。詳細は、「各経済産業局の窓口」をご確認ください。

期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を遵守してください。

申請書や添付書類は返却いたしません。

※ 減免認定申請書作成支援システムに入力しただけでは提出していることになりません。システムから出力した申請書を原則郵送にて経済産業局に提出する必要があります。申請書の他に電気使用量の根拠資料や公認会計士または税理士の確認書類等の添付資料も併せて提出していただきます。



## (4) 経済産業局の審査及び認定通知書の交付

各経済産業局において提出いただいた申請書の審査を行います。申請書の内容に疑義がある場合や記載内容に誤りがある場合は経済産業局から申請者に対して連絡させていただきます。申請書の審査終了後、各経済産業局より申請者に対して減免認定通知書を送付します。



## (5) 小売電気事業者等への申し出

申請者は認定通知書を受け取った後、認定を受けた年度の2月1日までに電気の供給を受ける小売電気事業者等に申し出を行うことによって、認定を受けた翌年度分の賦課金が減額されます。小売電気事業者等への申し出を行わない場合、減免制度の適用を受けられませんのでご注意ください。

# 6. 減免制度に関する申請窓口・問い合わせ先

■ 申請窓口及び問い合わせ先は以下の通りです。本社の所在する地域の経済産業局が申請窓口となります。

## ○北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎

☎011-709-2311 (内線: 2638)

## ○青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟4F

☎022-221-4932

## ○茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課  
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館

☎048-600-0361

## ○富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

☎052-951-2775

## ○福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー推進室  
〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

☎06-6966-6043

## ○鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

☎082-224-5818

## ○徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館5F

☎087-811-8535

## ○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

☎092-482-5475

## ○沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎2号館

☎098-866-1759

## ○本省

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室

☎03-3501-1511 (内線: 4455)

# (参考) 2016年のFIT法改正に伴う改正点

## 【認定基準】

### 旧制度

1. 製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の8倍を超える事業を行う者、非製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の14倍（製造業、非製造業ともに5.6kWh/千円）を超える事業を行う者。
2. 申請事業所の申請事業における電気使用量が年間100万kWhを超えること。
3. 申請事業における電気使用量が申請事業所の電気使用量の過半を占めていること。

### 現行制度

1. 製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の8倍を超える事業を行う者、非製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の14倍（製造業、非製造業ともに5.6kWh/千円）を超える事業を行う者。
2. 申請事業所の申請事業における電気使用量が年間100万kWhを超えること。
3. 申請事業における電気使用量が申請事業所の電気使用量の過半を占めていること。
4. 原単位の改善のための取組を行う者（優良基準）。



## 【減免率】

1. 認定を受けた事業所の賦課金を8割減免。

1. 事業の種類及び事業者の原単位の改善に向けた取組の状況に応じて減免率を適用。

## 【その他の変更点】

1. 申請事業の単位は日本標準産業分類の細分類ベース4桁とする。
2. 賦課金が減免される電気の量は、減免認定を受けた事業所の認定事業に係る電気の使用分とする。
3. 申請事業と非申請事業の電気使用量を按分する際に用いる経済的指標は、事業者ごとに統一の指標を使用することとする。